

令和４年度 第１回 横浜市民間資金等活用事業審査委員会 議事録	
日 時	令和４年 11 月 18 日（金） 11 時 00 分～12 時 15 分
開 催 場 所	横浜市庁舎 18 階みなと 4
出 席 者	委員：齋藤真哉委員長、原悦子委員、山口直也委員、黒石匡昭委員、吉田育代委員 政策局共創推進室（事務局）：吉原課長、関係長 ほか
欠 席 者	なし
開 催 形 態	非公開
次 第	1 議事 (1) 令和３年度横浜市 P F I 事業進捗状況等の確認について（審議） (2) その他
議 事 概 要 （ 要 旨 ）	(1) 令和３年度横浜市 P F I 事業進捗状況等の確認について（審議） 事務局からの、資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3 の説明に基づき、審議を行った。 ○委員：資料 1-3 について、契約時点での単年度の計画値を追加したので、分かりやすくなった。 一方、累計額についての差額発生理由について、過年度の期間が長くなると様々な要因が入ってくると思う。例えば、物価改定による増減の時期など、表としては長くなってしまうが、要因と発生時期を丁寧に記述してもらいたい。 また、物価改定の指標は事業によって異なると思うが、何の物価指標が改定されたのか（人件費、資材等）、具体的な指標も記載した方が理解しやすい。 加えて、川井浄水場整備事業の膜ろ過装置全停止について、バックアップ体制が不十分だったので、対応してもらったとのことは理解した。停止したとしても、十数時間は給水に影響はないということだが、今回の事象に限らず、なにかしらの不具合があった際に、未処理水が混入してしまうことはないのか（一部の制御システムが機能しなくなった場合に、全システムが停止するようになっているか）、確認をお願いしたい。 ●事務局：資料 1-3 の様式については、別途見直す部分必要がある部分もあると考えているので、ご指摘の部分も含めて来年度対応したい。また、川井浄水場については、未処理水が混入しないような仕組みとなっているか確認して、報告する。 ○委員：川井浄水場整備事業について、今回の要求水準未達事項は、複数の要因があったとのことだが、１件の案件と捉えて良いか。 ●事務局：そのとおり。 ○委員：今回、減額はなかったとのことで、その理由の確認になるが、モニタリングの規定を踏まえると、今回の違反行為はレベル３と認定し、是正勧告後速やかに是正されたため、減額ポイントは３ポイントとなり、これは６ポイント未満なので減額ではなく支払い留保となったという認識で良いか。 ●事務局：御認識のとおり。 ○委員：是正措置として、従事者への教育の実施もあったとのことだが、この内容も 6 月 27 日までに実施され、水道局としても確認したということで良いか。 ●事務局：そのとおり。

	○委員：給水への影響がなかったとのことだが、給水に直接関連する機器等に不具合があったときのバックアップ体制がどうであるのか確認した方が良いと思われる。 ●事務局：事業所管理局に確認のうえ、報告する。 ○委員：川井浄水場再整備事業について、計上された減額ポイントは次の期にはリセットされるのか、あるいは累積していくのか。 ○委員：3ヶ月分の減額ポイントは累積するが、それ以上はリセットされるのではないか。 ●事務局：そのとおり。 ○委員：上郷・森の家改修運営事業の食物アレルギーがある児童への食品の誤提供に関する記者発表資料（令和4年11月4日付）を共有してもらったが、この件に関する担当企業は？ ●事務局：運営企業である。 ○委員：レジオネラ属菌の件についての原因は、担当者間の引継ぎが出来ていなかったとのことで、食品の誤提供についても同様な話。SPC全体で人材の教育をし直すことが必要かと思う。 ●事務局：どちらの事象も宿泊施設として致命的な内容なので、事業所管理局である市民局も重く受け止めている。このような事故が短期間の間に発生したこともあり、市民局として対応を慎重に検討しているところであり、分かり次第、共有する。 ○委員：重大事故にはならなかったとしても、施設のブランド力低下になり後々の集客力にも影響することになる。（施設の印象が悪くなったまま、）事業期間が終了し、施設が市に返されることは市にとって不利益になる。 ●事務局：本事業の事業期間はまだ長期間残ってはいるが、このような事故が2度とないように、本委員会での意見を事業所管理局にも伝え、市としてしっかり対応していく。 ○委員：これらの要求水準未達事項について、規定に基づいて迅速に対応されたことはよく分かったが、これらの事故の原因をもう少し詳しく教えて欲しい。川井浄水場は機械的な不慮の事故なのか。人為的なミスはなかったのか。 ●事務局：川井浄水場については、HUBのメーカーにも調査をしているが、メーカーにとっても、予期していないエラーだったとのことで、人為的なミスであるとは考えていない。 ○委員：上郷・森の家は明らかに人為的なミスだと思う。ホスピタリティ業界全体として、コロナ禍の影響で優秀な人材が他業界に流出している状況である。その結果サービスが行き届かないという現象が起きている。今後も人材が戻らないかもしれない、そのような現状に対してどのような対応をしていくのかしっかり考えなくてはならない。キーマンがいなくなったため、このようなミスが発生しているのではないかなど、本質的な部分での原因究明を徹底的にやらないといけない。形式的な部分だけでなく、実態に踏み込んで調査をしてほしいと思う。 ●事務局：徹底的な原因究明といった委員会からの意見を市民局にしっかり伝え、
--	--

	対策を指導していきたいと思う。 ○委員：原因の裏側・背景を深堀したうえで対処しないと、本当の意味での原因究明にはならない。 ○委員：川井浄水場再整備事業については、今回はハード面の異常だったが、ソフト面（OS やアプリケーション）での不具合も今後起こり得る。導入しているシステムが、スタンドアローン型か、ネットワーク型なのか。また、ネットワーク型の場合に、例えばアプリケーションのバージョン更新をした際にバグがあったり、インターネットを介したコンピューターウィルスリスクも考えられる。そのようなリスク想定や対応について、確認をしてもらいたい。 ●事務局：確認して報告する。 ○委員：上郷・森の家については、対応策として、具体的にどんな改善を行っているのか。 ●事務局：食品の誤提供については、現在検討中であるが、レジオネラ属菌の件の際は、維持管理企業が勉強会を複数回開催したり、現地での業務確認を実施などといったことをしている。 ○委員：チェック体制はどうなっているのか。 ●事務局：従前は維持管理企業の本社部門が現場に赴くということではなかったのではないかと推察されるが、現在のモニタリング会議には本社部門も出席しチェックをしていると聞いている。従前よりは本社の関与が強くなっていると思う。当然、事業所管局の担当者も毎月のモニタリングにおいて確認をしている。 ○委員：実際に作業をしたかという確認はどのような形でなされているか。 ●事務局：業務実施状況については、統括管理企業も含めて確認をしている。 ○委員長：一部の事業を除き、サービス水準が規定を下回るような事態は生じておらず、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は一部確認できるものの、順調に事業が進捗していることを確認した旨を、本委員会からの答申としたいがいか。 ○委員一同：了承。 ○委員長：ただし、一部事業ではサービス水準が規定を下回る事象が発生していることから、付帯意見を記載したい。 P F I 事業者に対しては、コンソーシアム内の役割分担の再確認や相互チェック体制の再構築などを含めた業務実施体制・業務管理体制の再整備とセルフモニタリングの徹底を図ること。 横浜市に対しては、リスク想定と防止策の再確認、モニタリングの徹底、要求水準未達事項が発生した場合には、徹底的な原因究明と再発防止に取り組むこと。 以上のような趣旨の意見でいかがか。 ○委員：文章自体に異論はないが、市として機能するかどうか懸念。先ほど意見があったように、リスク要因が何であるか、市がしっかりとブレインストーミングし、当該事象だけを局所的に見るのではなく、それ以外のリスク想定を洗い出すべき。形式的な話で終わらないよう、魂を入れてもらいたい。 ●事務局：水道局と市民局だけでなく、他の事業所管局にも共有し、自らの事業を
--	---

	再検討するよう促していく。 ○委員：今後の新規 PFI 事業の要求水準や落札者決定基準等の公募書類にも反映していく必要がある。全般に浸透するよう、事業を統括している政策局として考えてもらいたい。 ●事務局：新規事業が出てきた際には、このような事故を踏まえた対応が出来るような条件付けをしっかりと検討することとしたい。 ○委員長：答申書については、この方向で良いようなので、私の方で事務局に具体的な文章を作成させ、各委員に御確認いただくこととする。 ○委員一同：了承。 (2)その他 ア 横浜市 P F I 事業進捗状況等の確認 資料 1-3 様式の変更について（意見交換） ●事務局：修繕の進捗状況を記載する欄を新たに設け、予定していた修繕に対して、先送り、前倒ししたものの有無を記載するよう、来年度の報告では様式を変更する方向で、事業所管課と調整したい。 ○委員：基本的に良いと思うが、先送り又は前倒しした内容については、実施時期、実施予定時期や金額規模など、もう少し丁寧に記述、確認してもらいたい。 ○委員長：事務局の提案の方向で具体的に検討してもらうこととする。 イ PFI 事業手法効果検証実施時期の見直しについて（意見交換） ●事務局：今後の終了 PFI 事業の効果検証について、次期事業手法の選定や今後の施設運営等の改善の検討材料とすることを検証目的に追加し、実施時期を遅くとも事業終了年度の２年度前としたい。検証結果がどう活かされたのか、次期手法がどのような判断で決定したかといったことを PFI 委員会にフィードバックをすることも併せて検討している。 ○委員：確認になるが、２期目の事業で PPP/PFI を検討する基準として、優先的検討規定のような、整備費：10 億円、維持管理運営費：1 億円/年といった金額による仕分けは行うのか？ ●事務局：本市では、PPP/PFI の検討対象は全事業であり、金額での仕分けはしておらず、２期目の事業も同様である。 ※委員から異論はないため、この方向性で検討することとする。 ウ 横浜 PPP プラットフォーム第１回セミナーについて（報告） 事務局から資料４に基づき報告を行った。 以上
資 料	1 資料 (1) 会議 次第 (2) 委員名簿 (3) 委員会 運営要綱

	(4) 諮問文 (5) 資料 1-1 : 確認調書 要約【進捗状況・財務状況・所管局による評価など】 (6) 資料 1-2 : 確認調書 要約【財務状況推移】 (7) 資料 1-3 : 確認調書 要約【修繕費累計額】 (8) 資料 2 : 横浜市 PFI 事業進捗状況等確認調書 (12 事業分) (9) 資料 3 : PFI 事業手法効果検証実施時期の見直しについて (10) 資料 4 : 横浜 PPP プラットフォーム第 1 回セミナーについて
--	--